

地方自治法第199条第2項の規定により実施した随時監査の結果について、次のとおり公表する。

令和4年2月25日

開成町監査委員 田中 章
同 下山 千津子

随時監査の結果について（報告）

- 1 監査年月日 令和3年11月25日（木）及び12月22日（水）
- 2 監査執行者 開成町監査委員 田中 章
下山 千津子

3 監査の概要

地方自治法の規定により必置の機関である特別職、議員及び非常勤特別職（以下、特別職等という。）の報酬の決定等に関する事務の執行について監査を実施した。

対象とした特別職等は次のとおりである。

- (1) 特別職である町長、副町長、教育長
- (2) 町議会議員
- (3) 非常勤特別職である監査委員、教育委員、農業委員

4 監査の視点

- (1) 特別職等の報酬額改定の推移とその理由
- (2) 特別職等の報酬額改定の的確性
- (3) その他特別職等の報酬に関する事項

5 監査の内容及び意見

- (1) 特別職である町長、副町長、教育長及び町議会議員の報酬額の改定については特別職報酬等審議会への諮問及び当審議会の意見に基づき、町長が決定することとされている。また、監査委員、教育委員、農業委員の報酬額の改定については町長の専決事項である。
- (2) 過去20年間における特別職等の報酬額の改定の状況は次のとおりである。
 - ア 町長、副町長、教育長については、平成21年度に町の財政状況を考慮し、町長にあっては月額70,000円、副町長は月額18,000円、教育長は月額7,000円それぞれ減額した。
 - イ 町議会議員については、過去3回にわたり議員定数を6名減とし、現在の12名とした経緯はあるものの、報酬額の改定はなかった。

ウ 監査委員、教育委員、農業委員については、平成9年度に監査委員については年額で10,000円、また、教育委員及び農業委員については年額で5,000円それぞれ増額した。

(3) 平成21年度に実施した町長、副町長、教育長の報酬の減額は、その理由からして、一時的・短期的な措置と見るべきであり、町の財政が健全な状況と判断されるに至ったときには、減額の復元について特別職報酬等審議会の意見を聞く必要があったと考える。なお、平成21年度以降から現在に至るまでの町の健全化判断比率及び資金不足比率をみると、健全な財政状況にあると言える。

(4) 監査委員、教育委員、農業委員の報酬額は、ほぼ同額となっている。

しかしながら、独任制の機関、或いは行政委員としてのそれぞれの職務の専門性や責任の度合いには差異があると思われる。また、委員としての年間の活動回数や活動時間を考慮すると、監査委員と教育委員・農業委員とで報酬額に不均衡があると認められることから、改定の必要性について検討されたい。

(5) 監査委員、教育委員、農業委員の報酬は年額で規定されているが、毎月定期的に職務に従事している実態からして、月額で規定することが適切である。

(6) 特別職等の報酬額を町職員の給料月額との比較で見ると、毎年人事院勧告に準拠した給与改定の結果としての町職員の平均給料月額は、過去10年以上の間、目立った増加を示していない。

このことから、特別職等の報酬額を引き上げる環境にはないと言える。

(7) 特別職等の報酬額を当初算出した基準等は明確となっていない状況にある。

報酬額の改定を近隣の他の自治体と比較して決定することもひとつの要素と考えるが、報酬額の決定の方法としては合理性や主体性を欠くと言わざるを得ない。あらためて報酬額の決定や改定について合理的かつ明瞭な方法を検討されたい。

6 補足意見

(1) 農業委員の定数は12名であるが、ひとつの委員会を構成する委員数として、必要かつ適正な数かどうか疑問を感じざるを得ない。

平成19年に委員定数を見直し、3名減した経緯はあるものの、町の農地行政の円滑かつ合理的な執行の観点から、また、農業委員が町長から独立した行政委員であること、さらには、農地利用最適化推進委員を委嘱していない現状も考慮したうえで、農業委員の適正数について検討されたい。

(2) 特別職等の報酬額や定数を改定する場合には、それぞれの特別職等の改選期に併せて実施することが適切と思われる。